

# ハウステンボス年間パスポート会員規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、ハウステンボス株式会社（以下「当社」といいます）が運営する会員組織で、「ハウステンボス年間パスポート会員デスク」と称します。

### 第2条 (目的)

- 本会は、会員がハウステンボスへ来場及びサービス・商品を利用するに際し、「ハウステンボス年間パスポート」によって会員の利便性を高め、ハウステンボスが会員の生活空間のひとつとなり、もって会員の心豊かな生活環境に寄与する事を目的とします。
- 「ハウステンボス年間パスポート会員規約」（以下「本会員規約」といいます）は、本会に加入する会員に対し提供する特典及びその運営に関する規則を定めたものです。

### 第3条 (事務局)

本会の事務局は、長崎県佐世保市ハウステンボス町の当社に設置します。

## 第2章 利用

### 第4条 (入会)

- 本会員規約を承諾したうえで、第5条に定める条件を満たし、かつ所定の入会システムに必要な事項を登録後、当社が入会を承諾した方を会員とします。
- 入会までの仮手続き中は、正式な会員として当社が入会を承諾したものではありません。

### 第5条 (入会資格)

入会資格は以下のとおりとします。

- 日本国内在住の方。
- 下記の入会区分の「ハウステンボス年間パスポート」を購入された、4歳以上の個人の方（4歳以上18歳未満の方の入会にあたっては、保護者の同意を得た、本会員規約を遵守できる方）。なお、年齢による区別は以下のとおりとします。

大人	18歳以上
シニア	65歳以上
シニア75	75歳以上
ジュニア	6歳以上(小学生以上) 18歳未満(高校生以下)
未就学	4歳以上6歳未満
学割	大学生・専門学校生に限る

- 暴力団、暴力団関係企業・団体その他これらに準じるもの（以下、「反社会的勢力」という）ではないこと反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び、反社会的勢力の構成員またはその関係者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証できること。

### 第6条 (会員カード)

- すべての種類の「ハウステンボス年間パスポート」を総称して以下「会員カード」といいます。
- 本会への加入の申込みから会員カードを発行するまでの間及び本条11項の手続を行っている間は、会員に対してQRチケットを発行します。
- 当社は入会者に対し氏名、会員番号、入会年月、更新月等を印字した会員の証となる会員カードを発行し、貸与します。なお、当社が発行する会員カードの所有権は当社にあるものとします。
- 会員カードは、会員カードに表示された会員のみが利用でき、当該会員以外の第三者に貸与、譲渡もしくは、質入したりする事はできません。なお、当社が必要と認めて会員カードの返却を請求した場合は、会員はこれに応じるものとします。
- 会員カードの利用に際し、当社より会員本人であることを証明できるものの提示を求められた場合、会員はその要請に応じるものとします。
- 会員カードは、第9条1項に定める会費を納付する事によりその会費の有効期限まで継続して利用できるものとします。
- 会員は、会員の有効期間中、会員カードを提示することにより、特典案内に定める会員特典を受けることができるものとします。なお、会員カード忘れ等で提示がない場合は、会員特典を受けることはできません。
- 会員カードを紛失した場合、会員は直ちにその旨を当社並びに警察へ届け出るものとします。
- 紛失、盗難、破損、又は滅失などにより会員カードが利用できなくなった場合、会員は速やかに当社の定める再発行手続をとるものとします。この場合、会員は再発行手数料として¥500（消費税込）を納付するものとします。
- 会員は、同一氏名で複数の会員番号を取得してはならないものとし、当社は会員の承諾なくして複数の会員番号を1つの会員番号に統合できるものとします。この場合、統合された会員カードは失効し、会員は会員カードを当社へ返却するものとします。但し、第10条に定める会員資格の有効期限が切れてからの再入会については、この限りではありません。
11. 会員カード又は個人情報の不正使用を回避するため等当社が管理上必要と認めた場合には、会員は会員カードと会員番号の差替えに応じることを承諾します。

### 第7条 (会員特典)

- 当社は、会員が利用できる特典、各種サービス（以下総称して「会員特典」といいます）を定めるものとし、その内容については、会員特典のご案内に記載し、又、当社が運営するウェブサイトでご告知するものとします。
- 当社は、会員特典の全部又は一部につき廃止その他の変更ができるものとします。
- 当社は、会員特典の内容を変更した場合、会員誌、書面、又は当社運営のウェブサイトのいずれかの手段にて1か月前までに会員に告知するものとします。
- 会員特典の提供期間は、第10条に定めたそれぞれの会員の有効期間に準じます。
- 第5条2号に定める会員資格のジュニアが18歳に達した場合であっても、その有効期限満了まで会員資格を有するものとします。但し、会員特典については、ジュニアの内容と同一とします。
- 第5条2号に定める会員資格のシニア、シニア75については、新規入会または更新時の年齢によるものとし、有効期間内に大人からシニアへ、シニアからシニア75へ変更することはできません。

### 第8条 (会員規約・規定・特約の適用と会員の義務)

会員は、本会員規約を遵守するものとします。

### 第9条 (会費及び購入の手続き)

- 会員の会費は以下の通りとします。（別紙参照）  
なお、施策により異なる会費を設定する場合は、会員デスク又は当社運営のウェブサイトでご告知します。

2. 会費の納付方法は、次の各号のいずれかとします。
  - (1) 当会員受付窓口での現金支払い、クレジットカードによる決済、その他当社が認める支払方法による決済
  - (2) 当社が指定する払込票による現金支払い
  - (3) 会員の届け出る金融機関口座からの口座振替  
本号による会費の納付の場合、当社が依頼する集金代行会社が定める「預金口座振替規定」を承諾し依頼するものとします。又、所定の届出用紙に口座内容の記入及び届出印の捺印を必要とし、そのいずれかが不完全な場合は、口座振替による納付はできないものとします。
3. 会費には、手数料、管理費、初回会員カード制作費等を含みます。
4. 入会後に納付された会費は、原則として、一切返還しないものとします。
5. 経済事情の変動等により当社が会費金額を変更する場合は、会員に対し会員誌、当社運営のウェブサイトにより告知するものとします。
6. 次条第3項に基づき会員資格を継続更新する場合、会員は、当社が継続更新手続きのご案内を送付した後に会費を納付することができるものとします。

### 第10条 (会員の有効期限・継続更新)

1. 会員の有効期間は、申込登録日の翌月1日から起算し、1年間とします。
2. 次回年度の更新月は、前1項の申込登録月とします。
3. 会員は、第9条1項に定める会費を納付する事により、有効期限から1年間に付き継続更新できるものとします。
4. 有効期間が終了した場合であっても、翌月末日までに限り継続更新猶予期限とし、会員の継続更新ができるものとします。

### 第11条 (会員資格の譲渡禁止等)

会員は、会員資格を事由の如何を問わず他人へ譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他一切の担保に供することはできないものとします。

### 第12条 (届出事項の変更)

1. 会員は、住所、連絡先、氏名、振替口座等の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 前1項の変更手続を怠ったことにより、当社からの通知又は送付書類が延着又は不着となった場合、通常到着するべき時に到着したものとみなします。又、会員はこれに異議を述べることができず、これにより生じた会員の不利益に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。会員本人が郵便の受領を拒絶した場合、又は転送期間の経過等により郵便が当社に返送された場合も同様とします。

### 第13条 (退会)

会員が本会を退会するときは、必ず事務局に当社所定の退会届を提出し、会員カードを返却するものとします。

### 第14条 (会員資格の停止・取り消し)

1. 当社は会員が次の各号の一つに該当した場合、会員の有効期間中であっても会員資格の一時停止、又は取り消すことができるものとします。これにより当該会員は会員としての全ての権利を失うものとします。なお、この場合当社は会員に対し一切の損害賠償義務を負わないものとします。
  - (1) 本会員規約に反する行為があったとき
  - (2) 入会時に虚偽の申告をしたとき
  - (3) 法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為があったとき
  - (4) 他の会員に迷惑を及ぼす行為があったとき
  - (5) 当社又は会員の信用及び名誉を著しく傷つけ、又は秩序を乱す行為があったとき
  - (6) 第5条3号の保証に反したとき
  - (7) その他会員として相応しくない当社が認めるとき
  - (8) 本会員規約の変更と同意いただけないとき

### 第15条 (損害賠償)

会員は、故意、過失を問わず、当社の施設並びに利用客に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

### 第16条 (施設の利用制限)

当社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、伝染病、社会情勢や経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合には、当社の施設の一部又は全部を廃止するか、その利用を制限することがあります。この場合、会員は当社に対し補償その他何等の請求、異議申し立てをすることはできないものとします。

## 第3章 個人情報の取り扱いに関する事項

### 第17条 (プライバシーポリシー)

当社は、会員の個人情報を、別途当社運営のウェブサイトに掲示する個人情報の取り扱いに関するガイドライン（いわゆるプライバシーポリシー）に基づき、適切に取り扱います。当社は、個人情報保護法の規定その他の関連法令を遵守するとともに、本プライバシーポリシーの内容を継続的に見直しその改善に努めます。

### 第18条 (個人情報の収集・保有・利用・提供及び登録に関する同意)

1. 会員は、当社が以下の利用目的の範囲内で、保護措置を講じた上で会員の個人情報を取り扱うことに同意します。但し、次の各項の内容について変更する場合には事前に会員に対し通知、又は公表（ウェブサイト、掲示等）いたします。
  - (1) 当社が会員カードを発行し、当社の会員管理及び会員に対する各種サービスの提供等当社の正当な事業活動を行うために、必要な以下の個人情報を取得・利用すること。
    - (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、会員が入会申込時及び入会後に届け出た事項及び申告した事項。
    - (2) 当社が会員の利用に関する、利用日、利用商品、利用金額、利用店名などの情報
    - (3) 入会申込日、入会承認日等、会員と当社との契約内容に関する事項
    - (4) 会員カードの利用により発生した客観的取引事実に基づく内容
    - (5) 会員カードの発行・管理のために、当社が共有する事項
  - (2) 当社が前1項各号に掲げる目的以外で以下の目的のために、個人情報を利用すること。
    - (1) 会員誌又は当社のイベント、宿泊、ショップ、レストラン等の総合的な営業のご案内（電子メール・電話を含む）
    - (2) 第10条2項に定める継続更新手続きのご案内
    - (3) 会員特典の付与、その他本会員規約の遂行に関すること
    - (4) アンケート調査（電子メール・電話を含む）の実施
    - (5) キャンペーン等の景品の送付
    - (6) 会員の本条1項2号に定める内容に基づいた新規サービスなど（電子メール・電話を含む）のご案内
    - (7) 当社の事業遂行のためのモニター募集等のマーケティング活動や当社の既存サービスの商品、販売、接客、キャンペーンサービスの改良、新規商品、販売、接客、新規サービス等に関する開発及び市場調査

- (8) 当社、当社のグループ会社及び当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社が正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝印刷物の送付等の営業活動を行うこと。
  - (9) 会員は、当社における会員管理及び会員に対する各種サービスの提供等当社の正当な事業活動を運営することを目的として、業務受託業者に申し、当社が個人情報の保護措置を講じた上で個人情報を預託すること
  - (10) 何らかの理由で会員に連絡をとる必要が生じたとき
4. 本条1項及び2項に関わらず、次に掲げる場合については、個人情報の提供に関して会員等の同意を必要としないものとします。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第19条 (個人情報の管理)

会員の個人情報を重要なものと認識し、当社のセキュリティポリシーを定め、それに基づいた管理を実施します。

1. 当社は、個人情報を適正に管理するため、当社の個人情報データベース内に収納された個人情報について、厳重な安全対策を採ることにより、会員の個人情報の取り扱いにおいては細心の注意を払い、個人情報への不正な侵入、改ざん、漏えいなどの危険防止に努めます。
2. 当社が管理する個人情報は、配送等のサービスを委託した会社に会員の名前と住所を知らせる場合など、第三者に通知する場合があります。この場合には、業務委託先などに対し当社が委託したサービス以外に個人情報を利用することがないように書面による契約を取り交わし、情報の廃棄を含めた取り扱い方についてチェックを行なうなど、個人情報の厳重な管理に努めます。但し、予め契約を結んでいる場合、予め会員の同意がある場合、法令等に基づき開示の要請がなされた場合は、この限りではありません。
3. 会員が退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなった場合であっても、個人情報は、問い合わせへの対応のため、会員でなくなった理由の如何を問わず一定期間管理し、利用されます。

#### 第20条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 当社は会員本人から保有個人データの内容が事実ではないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の諸法令により特別の手続が定められている場合を除き、第18条で定めた利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行います。なお、訂正等の請求は第23条に定める問い合わせ窓口にて当社所定の方法に従って受け付けるものとします。
2. 当社は、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部、又は一部を開示しないことがあります。
  - (1) 本人、又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当社の業務の適正な実施に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の諸法令に違反することとなる場合
3. 当社は、第10条1項1号及び本条2項1号に定める期間を経過したのちは、個人情報の利用を遅滞なく停止、又は削除するものとします。

#### 第21条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

当社は会員が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、及び本会員規約第3章の内容の全部、又は一部を承諾できない場合は、入会を断ることや退会の手続きをとることがあります。但し、第18条2項で定める案内を希望しない場合でも、これを理由に入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。

#### 第22条 (利用中止の申し出)

1. 当社は会員本人から、保有個人データが第19条の内容に違反して取り扱われているという理由、又は適正かつ適法でない方法により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」といいます）を求められた場合、その求めが客観的に正しいと判断されるときは、その求めに応じて遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行います。なお、利用停止等の請求は、第23条に定める問い合わせ窓口にて当社所定の方法に従って受け付けるものとします。
2. 当社は、前項に基づき求められた保有個人データの全部、又は一部についての利用停止等について、利用停止等を行った時、又は第20条2項の理由により、利用停止等を行わない旨を決定した時は、会員本人に対して遅滞なくその旨を当社所定の方法にて通知します。

#### 第23条 (個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口)

個人情報の開示、訂正、削除等の個人情報に関する問い合わせや利用、提供の中止、その他ご意見の申し出等については、以下の窓口にご連絡ください。

《当該個人情報の管理について責任を有する者》

〒859-3292 長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1

ハウステンボス株式会社 情報統括責任者

問い合わせは以下にご連絡ください。

《ハウステンボス年間パスポート会員デスク》

電話：0570-064-110（受付時間：9：00-17：00）

## 第4章 その他

#### 第24条 (会員制度の変更・廃止・改廃)

本会員制度の変更、廃止、改廃については、当社で定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとし、会員はこれを承諾するものとします。当社は会員制度を変更、廃止、改廃したときは、適宜に会員に告知するものとします。

#### 第25条 (会員規約の変更・廃止・改廃)

会員規約、その他の定め等の制定、変更、廃止、改廃については、当社で定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとし、会員はこれを承諾するものとします。当社は、会員規約を変更、廃止、改廃したときは、適宜に会員に告知するものとします。

#### 第26条 (会員カードの仕様の変更・廃止・改廃)

会員カードの仕様の変更、廃止、改廃については、当社で定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとし、会員はこれを承諾するものとします。当社は会員カードの仕様を変更、廃止、改廃したときは、適宜に会員に告知するものとします。

#### 第27条 (準拠法及び裁判管轄)

1. 本会員規約に基づく権利、又は法律関係には、日本国の法令を適用するものとします。

2. 当社と会員との間で本規約に関連する紛争が生じたときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条 (その他)

本会員規約に定めない事項及び運営上必要な事項は、本会の目的に沿って、その都度当社が定めるものとします。

付則

#### 第29条 (施行時期)

1. 本会員規約は、平成20年6月1日から施行いたします。
2. 本会員規約は、平成21年7月1日から施行いたします。
3. 本会員規約は、平成23年1月1日から施行いたします。
4. 本会員規約は、平成26年4月1日から施行いたします。
5. 本会員規約は、平成27年4月1日から施行いたします。
6. 本会員規約は、平成28年4月1日から施行いたします。
7. 本会員規約は、平成29年4月1日から施行いたします。
8. 本会員規約は、平成30年6月30日から施行いたします。
9. 本会員規約は、平成31年2月1日から施行いたします。
10. 本会員規約は、令和元年10月1日から施行いたします。
11. 本会員規約は、令和元年12月1日から施行いたします。
12. 本会員規約は、令和3年2月1日から施行いたします。
13. 本会員規約は、令和3年10月1日から施行いたします。
14. 本会員規約は、令和3年12月1日から施行いたします。
15. 本会員規約は、令和5年6月1日から施行いたします。

会員会費（消費税込み）

	大人	学割	ジュニア	シニア	シニア75	未就学
基本	22,000円	19,000円	16,000円	16,000円	5,000円	12,000円
2年目	19,000円	16,000円	13,000円	13,000円		9,000円
3年目	18,000円	15,000円	12,000円	12,000円		8,000円
4年以降	17,000円	14,000円	11,000円	11,000円		
九州在住	20,000円	17,000円	15,000円	15,000円	5,000円	12,000円
2年目	17,000円	14,000円	12,000円	12,000円		9,000円
3年目	16,000円	13,000円	11,000円	11,000円		8,000円
4年以降	15,000円	12,000円				
長崎県民	19,000円	16,000円	14,000円	14,000円	5,000円	12,000円
2年目	16,000円	13,000円	11,000円	11,000円		9,000円
3年目	15,000円	12,000円	10,000円	10,000円		8,000円
4年以降	14,000円	11,000円				

※障がい者手帳は、基本料金からの半額料金（本人のみ）